

第3号議案

2022年度災害等扶助拠出金の請求について (案)

第292回理事会第2号議案にて決議した2021年度から2025年度までの各年度の災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額を踏まえ、2022年度の災害等扶助拠出金について、定款第56条の3の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

1. 災害等扶助拠出金の総額

9.9億円/年

2. 積立基準額

94.0億円

3. 請求内容等

(1) 請求対象

2022年4月1日時点の一般送配電事業者及び配電事業者たる会員

(2) 請求金額

災害等復旧費用の相互扶助運用要領2.(2)ア.の規定に基づき、国から通知を受けた総額9.9億円を各エリアの需要実績kWh<使用端>をもとに各社に割り当てた額(下表参照、消費税不課税)

請求対象	請求金額(千円)
北海道電力ネットワーク株式会社	34,352
東北電力ネットワーク株式会社	92,393
東京電力パワーグリッド株式会社	320,316
中部電力パワーグリッド株式会社	148,964
北陸電力送配電株式会社	32,620
関西電力送配電株式会社	158,352
中国電力ネットワーク株式会社	67,067

四国電力送配電株式会社	30,147
九州電力送配電株式会社	96,523
沖縄電力株式会社	9,266

(3) 請求書

別紙1のとおり

(4) 請求日 (予定)

2022年4月6日(水)

(5) 発行及び発送方法

当機関にて請求書を発行し、3(1)の対象者へ郵送

(6) 支払い期限

2022年4月25日(月)

以上

<添付資料>

別紙1：2022年度災害等扶助拠出金の支払いについて

※別紙1については、業務規程第5条第2項第3号に掲げるもの（本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの）及び情報管理規程第4条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。

<参照条文>

○定款（抄）

（災害等扶助拠出金）

第56条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、毎年度、災害等復旧費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。

2 災害等扶助拠出金の額、納入期限その他の災害等扶助拠出金の納入に関する事項は、理事会の議決により定める。

3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。